

議 答 申 個 第 2 8 号

平成 2 2 年 6 月 2 3 日

生駒市長 山 下 真 殿

生駒市情報公開及び個人情報保護運営審議会

会 長 下 村 敏 博

収集事業者の事務所に専用端末を設置することについて（答申）

平成 2 2 年 5 月 2 7 日付け生環事第 119 号で諮問のあったことについて、当審議会の意見は、別紙のとおりです。

答 申

審 議 案 件	収集事業者の事務所に専用端末を設置することについて (燃える粗大ごみのリクエスト収集事業実施のため)
審議会の意見	適当なものと認める。
審 議 内 容	<p>本件は、実施機関が燃える粗大ごみのリクエスト収集事業実施のためリクエスト収集システムに係る電算端末を収集業務を委託する業者に設置することについて、個人情報保護条例第10条の規定により諮問されたものである。</p> <p>本審議会は、燃える粗大ごみのリクエスト収集システムに係る端末を収集委託業者に設置することにより、収集日前日までのごみ内容の変更等に対応できること、ごみ収集後の実績報告について迅速な対応が可能なこと、また、セキュリティーの内容については、リクエスト収集システムが庁内のネットワークとは接続されておらず専用回線にて清掃リレーセンターと環境事業課及び収集委託業者に接続されていること、各電算端末においてID、パスワードの設定を行い、委託業者側に設置する電算端末については一定の利用制限を行うこと、委託業者がプリントアウトした収集先リストについても収集業務終了後に回収すること、さらに収集委託業者との収集委託契約においても、個人情報保護条項の設置のみならず、業者側からの誓約書の提出など個人情報の慎重な取り扱いを求めることから、委託業者に電算端末を設置することについては、公益上の必要性があり、かつ、個人情報の権利利益を侵害しないと認められるとの結論に達し、上記のとおり意見を取りまとめた。</p>
設 置 場 所	収集委託業者
審 議 日	平成22年6月3日
所 管 課	生活環境部 環境事業課